

令和6年度

## 目 標 設 定 書 （税務課）

税務課長 高 木 洋

## 1 当課の主な業務は次のように定義されます。

- ・町税及び国保税の賦課徴収に関すること
- ・納税思想の普及及び納税の奨励に関すること
- ・資産評価に関すること
- ・所管証明の発行に関すること

## 2 当課の業務は次の方々のために行われます。

公平・公正な町税の賦課徴収は納税者のために。

## 3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。

|       |                                     |          |              |
|-------|-------------------------------------|----------|--------------|
| 目 標 名 | 町税滞納額の圧縮                            |          |              |
| 指 標 名 | 町税滞納額                               |          |              |
| 数値目標  | 初期値（平成30年度）                         |          | 376,469,933円 |
|       | 現状値（令和5年度）                          |          | 150,271,138円 |
|       | 最終目標値<br>（令和6年度）                    | R6時点目標値  | 136,000,000円 |
|       |                                     | H30当初目標値 | 160,000,000円 |
| 設定根拠  | 町税収納向上計画                            |          |              |
| 事業概要  | 税收確保に向け課税客体の把握、適正な課税、収納対策の強化を実施します。 |          |              |

## 4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。

歳入の主たる財源である町税を確保することで、町政の安定的な運営を図ることができます。

## 5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。

賦課徴収における「公平性の確保」を理念に収納率向上を目指し、滞納処分の強化や地方税法第15条の7に基づく滞納処分の執行停止を実施した結果、滞納額を約2,650万円減額することができました。

## 6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。

掲げた目標については達成することができましたが、より一層滞納額を減額するため、今年度においても、口座振替の推進や滞納処分の強化等、積極的な滞納整理を実施していきます。